

空売り規制の総合的な見直しに伴う業務規程等の一部改正について

平成25年10月8日
株式会社東京証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、平成25年11月5日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、平成25年11月5日に施行される、空売り規制の総合的な見直しに伴い、当取引所における、空売り価格規制の基準価格を規定するなど、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 空売り価格規制の基準価格について

空売り規制の総合的な見直しの施行後は、当日の価格規制について、金融商品取引法施行令第26条の4第1項第1号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第12条第5項に基づき、空売りに係る銘柄について、前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格で約定が発生した場合に価格規制が適用されるという、所謂トリガー型の価格規制が導入されます。

当該空売り価格規制の基準価格について、当取引所においては、当日の呼値の制限値幅の基準値段と同じ値段とすることとし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第12条第5項に基づき、業務規程にその旨を定めることとします。

2. その他

その他所要の改正を行います。

(備考)

業務規程第16条及び同別表

III. 施行日

平成25年11月5日から施行します。

以上